

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時 平成24年10月9日(火)午後3時から午後5時

2 場所 東京地方裁判所第一会議室

3 参加者等

司会者 吉村典晃(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 田村政喜(東京地方裁判所刑事部判事)

裁判官 平塚浩司(東京地方裁判所刑事部判事)

検察官 高嶋智光(東京地方検察庁公判部副部長)

検察官 財津俊佑(東京地方検察庁公判部検事)

検察官 岩根哲康(東京地方検察庁公判部検事)

弁護士 野嶋慎一郎(第一東京弁護士会所属)

弁護士 寺林智栄(東京弁護士会所属)

弁護士 尾形繭子(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

お待たせいたしました。本日の裁判員経験者の意見交換会を開始したいと思います。

私は、本日の司会をさせていただきます、東京地方裁判所刑事第7部の吉村と申します。よろしく願いいたします。

進め方でありませけれども、大きく分けて三つのテーマを取り上げさせていただきます。1点目のテーマは、法廷の審理のあり方についてどのような御意見等があったかということであります。

2点目のテーマといたしましては、評議のあり方がどうであったかということであります。

それから，3点目のテーマにつきましては，守秘義務等についてどのようにお考えかということです。この三つのテーマを話題事項としてお話を順次進めさせていただきたいと思っております。

これらのテーマ，話題事項を話す前に，それぞれの裁判員の方に担当した事件を私のほうから紹介させていただいて，全般的な感想や意見について，最初にそれぞれの方から御発言をいただきたいと考えております。

それでは，ここにつきましては番号順で順次お話をいただきたいと思えます。まず，1番の方，担当された事件は7件の連続放火の事件で，放火された対象は現住建造物，人が住んでいる建物もあれば，人が住んでいない建物もあれば，建物ではないといったようなものもあると，こういうような7件の連続放火の事件で，事実関係については争いがなくて，具体的な刑をどのようにするのかと，こういったことが争われていたと，こういう事件だとお聞きしていますけれども，これでよろしかったでしょうか。

1番

はい。

司会者

それでは，全般的な感想や意見について御発言をいただきたいと思えます。

1番

私といたしましては，別に頭を入れなければいけないようなことでなくして，判事さんが非常に誘導がお上手で，私たちの心をしっかりつかんでいただいて，あっという間に，ほっとしながら過ぎてしまったという感じでございます。

やっぱり上に立つ人は大変だなという思いが一番先にいたしましたけれど，それに対して尊敬と感謝をいたします。今でもそのように思っております。

司会者

ありがとうございました。

裁判官の誘導という言葉が最初からありましたけれども、その意味が何なのかということについては、また評議のあたりでも少し、場合によっては御発言をいただければと思います。

続いて、2番の方です。2番の方につきましては、4件の連続強姦致傷の事件で、争点といたしましては、同じように事実関係については争いがなくて、どのような刑にするのかと、そういうのが争いだったというふうにお聞きしていますけれど、それでよろしかったでしょうか。

2番

はい。

司会者

それでは、全般的な感想や御意見をいただければと思います。

2番

そうですね、事件がかなり、極めて重大な事件だったので、かなり精神的に疲れた裁判だったなと思います。

ただ、すごく裁判官の方が御丁寧に流れを御説明していただいたので、比較的評議もしやすかったですし、裁判自体はすごくスムーズにいったかなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。

続きまして、3番の方ですが、3番の方の事件は、同居していた外国人に対する傷害致死の事案だというふうにお聞きしております。この争点につきましても同様に、事実関係には争いがなくて、量刑が争いだったと、このようにお聞きしていますけれども、それでよろしかったでしょうか。

3番

はい。

司会者

それでは、感想や意見をいただければと思います。

3 番

私は、4日間来てやらせてもらったんですけど、何か暴行から亡くなったということで、何かちょっとやっぱり、何か記憶に残っちゃうくらいの事件だなと思ったんですけど、でも、一緒にやっていた人たちといろいろやりながら、詳しく説明してもらいながらやらせてもらったので、とてもいい機会になったと思います。

司会者

ありがとうございました。

続いて4番の方ですが、4番の方は建造物侵入、強盗致傷の事案でありますけれども、中国人グループと日本人グループが一緒になって貴金属加工会社を襲撃していると、こういうことで、そのグループのうちの一人ということで、争点といたしましては、事前に共謀が成立しているのかどうか、窃盗の犯意なのか強盗の犯意なのかということや、被告人が実行行為をしたかどうか、こういったところが争われたというふうにお聞きしていますけれども、それでよろしかったでしょうか。

4 番

そのとおりです。参加する前はすごく緊張してまして、事件の概要とかを聞いてもなかなか最初は理解するのが難しかったんですけども、すぐさま弁護人の方や検察の方が用意していただいた資料とか、すごくきれいに整理されていて、そういった図とかを見ながら理解に努めることができたと思いますし、あと、何より中国人のグループとか日本人のグループというところで、すごく日本の社会が抱えている問題というのも、何か一端を見ることができたのかなと思って、そういうのについてすごく考えさせてもらえる機会を与えてくれたのが、私は裁判員の経験かなというふうに思っていて、それは非常に自分にとって有意義な経験になったんじゃないかというふうに感じ

ております。

司会者

ありがとうございました。

続いて5番の方ですが、5番の方は1番の方と少し似ていますけれども、3件の連続放火の事件で、その放火をした対象は、人が住んでいるものもあれば、住んでいないものもあると、このようにお聞きしております。争点といたしましては、放火したものが既遂になっているのかどうかというところ。

それから、人が住んでいるということの認識が果たしてあったのかどうか、こういったところが争われていたというふうにお聞きしていますけれども、それでよろしかったでしょうか。

では、感想、意見をお願いいたします。

5番

私が担当した事件は、犯罪を犯された方が精神疾患がちょっと、病気を持たれている方ということが前提にあって、その方を罪に問うか問わないかというところも論点になったんですけど、女性だからかわからないんですけど、どうしても感情的になりやすそうなところで、弁護士の方はその感情に訴えてくるような感じだったんですけど、そこは検事の方とか、今回理論的に、科学的に言ってくれたりするし、すごくおもしろいと言ったら何ですけど、そういった競争が見れていい経験になったと思いました。

裁判官の方も、だから真ん中に立つ、本当にやっぱり大変だなとすごく思いました。

司会者

ありがとうございました。

続いて6番の方ですけれども、6番の方の事件は、強盗致傷という事件ですが、一応知り合いの人に対する強盗致傷ということで、果たして暴行を加えた目的が強盗の目的で暴行を加えたのか、それともそれ以外の恨みとか報

復とか、そういった目的で加えたのかということ。

そして、それに伴って強盗の共謀が発生していたのかどうかと、こんなようなことが争われていたというふうにお聞きしていますが、それでよろしかったでしょうか。

6 番

はい、そうです。

私は、裁判員のこの制度が始まったときから非常に興味があって、一体どういうふうになっているのかぜひ経験したかったんですね。でも、当たらないだろうと思っていて暮らしていたんですが、ある日突然案内が来まして、これはいい機会だからぜひやりたいなと思いましたところが、くじびきで当たったと。

来てみて、やっぱりそれまでの考えと大きく違ったのは、裁判官の方がこんなに人望が厚い方だとは思いませんでした。もっとさっぱり、さばさばと判決を出しているんじゃないかと思ってたんですけど、すごく人間味があって、とても深く考えられている方だなということを感じました。

それから、評議のときに皆さんの意見を聞いたら、やっぱり自分の会社とか身近にいる人たちの考えというのは、ある程度限られていて、本当にいろんな方のいろんな意見があるんだなということをつくづく思いました。

その中で、決して多数決なんかにはならず、みんなで意見を言いたい放題やり合って、本当に全員が理解できるまで奥底まで話ができて、裁判官の方もとっても親身になってくれて、本来私見を言っちゃいけないですよ、裁判官の方ってね。こういう考えはこうなんだよみたいな話もしていただき、かつ量刑についても、どうしてもここは避けられないんだという話をされて、例えば、懲役7年で執行猶予なんていうのはないですよと。そういうのもあると思ってたんですけど、ないんですね。

そういう現在の法律の課題も、実際はあぶり出しになって、とってもしる

んなことが勉強できたなど。勤め人なので、会社に戻ってからも、当たたらぜひ行けよとみんなに宣伝しているところです。

以上です。

司会者

ありがとうございます。

当たたらぜひ来ていただければと思っております。

続きまして7番の方ですが、7番の方は、被告人が3名おられて、ほかの1名の人と共謀して、会社経営者を待ち伏せして襲撃をしたという、こういう強盗致傷の事案であったというようにお聞きしております。争点としては、被告人のうちの一部の人について、果たして共謀したり実行行為をしたのか、あるいは実際に暴行を加えたのかどうか、こういったようなことが争われていたというふうにお聞きしておりますけれど、よろしかったでしょうか。

7番

はい、そのとおりです。

まず、司法に関して、一般人の私は慣れていなかったもので、裁判員として参加できるのだろうかというのがまず不安だったこと。

もう一つの不安は、殺人事件みたいなものには、正直かかわりたくない。暴力団とかが出てきたら怖いとか、お礼参りみたいなのをされたら怖いんじゃないかというふうに思ってたので嫌だったんですけど、強盗だったらもう少し精神的には軽いだらうと思って、少し安心して参加できました。

事案の把握がちょっと難しく、最初、複数名の人間関係を把握するのが、最初の冒頭陳述とかではなかなか把握できなくて、一日やっと終わって家に帰って整理できたという感じで、裁判所の中だけでは情報が処理できないというのが少し大変でした。

もう一つは、検察官、弁護人の方々がいろいろ事案を整理して説明してくださるんですけど、その整理の仕方が皆さんそれぞれ違うので、それに

よって結構影響を受けやすいんじゃないかなと思ったので、それを排除できるようにしたいなと思いつつやっておりました。

それと、専門用語がほとんど出てこないというふうに聞いていたのですが、争点のところ、「反抗を抑圧するに足る程度」というのがよく出てきて、素人の私からすれば、最初何でそれにこだわってるのかがよくわからない。でも、「基本的構成要件」というんですか、私わからないんですけど、それに出てくるせりふなんだというのが後でわかって、だからそれにこだわってるんだ。むしろ、その文言にこだわるんだったら、最初からそれを知りたかったなというふうに思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

いろいろ問題点も浮き彫りになりつつあるのだなという感じもいたします。

それでは8番の方ですけれども、8番の方はおじいさんに対する傷害致死、そしてその同じ機会に両親に対しても傷害を与えたと、こういう事件で、その犯罪を行ったこと自体については争いがなく、刑をどのようにするのが争われたというふうにお聞きしておりますけれども、それでよろしかったですね。

8番

はい。

司会者

では、感想や意見をお願いします。

8番

はい。

まず、犯罪の有無に関しては、もう決まっていたというのがありまして、それに対して期間とか、そういったものを審議するという内容でした。



それで、私も裁判員に当たるということに関しては、宝くじよりもすごいんじゃないかと思っていたら当たりまして、でも始める前からぜひやってみたいという気持ちがありましたので、やらせていただいて大変よかったと思っております。本当に皆さんも機会があれば、おやりになるといいと思います。

今まで、テレビですとか報道でしか、こういったものを目にすることはなかったんですけど、自分で経験してみて、例えば裁判員にしる検察にしる、弁護士にしる、その方たちによってきっと被告人の受ける量刑というのは違うんじゃないか、もしかしたら平等にはならないというのを私は感じました。

ですので、今はテレビのドラマを、どうなるのかなというのを、今まで以上に興味を持って見ております。

司会者

ありがとうございます。

それぞれの方が担当された事件の概要と、どんなような受けとめ方をされたのかという全般的な御意見をここまでお聞かせいただきました。

これからは、先ほど言った三つのテーマに関して、もう少し論点を絞って、皆さんの御意見をお伺いしたいと思っております。

1点目のテーマでありますけれども、法廷での審理のあり方が果たしてどうであったかということでもあります。大きな話としては、裁判員裁判である以上、皆さんが審理の内容をきちんと理解して、一緒に評議ができるような、そういう素材をつくっていくということが非常に重要だろうと思っておりますけれども、そのためには審理がわかりやすく、そして頭の中にずっと入ってくるような、そんなものでなければいけないのではないだろうか。こういった観点で、実際に担当された事件は果たしてどうだったかといったことについて、少しお話を聞かせていただきたいと思いますと思っております。

審理も幾つかの段階がありますが、最初は1点目といたしましては、最初

に審理が始まる時に行われる冒頭陳述について、どうであったかということについて少しお話を聞かせていただきたいと思います。

冒頭陳述というのは、検察官や弁護人がそれぞれ証拠によって証明したい事実や主張したい内容が述べられるわけですがけれども、果たしてそれがきちんと把握できたのか。場合によっては、書面の記載が詳細過ぎて、初日に聞くにはあまりにも情報量が多過ぎるのではないかとか、あるいは、実際にやってみたら少し、なかなかこんなことがあって頭に入らなかったとか、そんなようなことがあったのかなかったのかといったようなこと。

場合によっては、あまりにも詳細だと、これは何か証拠と果たして区別がついているのかついていないのか、私どもの位置づけというのは、あくまでも主張ですよということを位置づけているわけですがけれども、詳細過ぎると場合によっては、こんなところにも事実があったのではないかとか、先ほど何か双方の主張したことに影響されてしまったというような御発言もありましたけれども、そんなところがあったのかなかったかといったあたりについて、冒頭陳述についてのお話を少しお聞かせいただきたいと思っております。

それで、ここから適宜御自由に御発言をいただきたいとは思っておりますけれども、少しテーマを絞っていくという観点で、何件かの事件を一緒にやっていくという事件の場合に、それぞれその事件について全て詳しくやっていくと非常に情報量が多くなってしまいうわけですが、じゃあコンパクトにすると事件がわかんなくなっちゃうのではないかとというようなところに関連して、複数の事件を担当された方、少しちょっと聞いてみたいと思いますけれども、1番の方は7件の事件があったわけですが、冒頭陳述ですね。最初に、検察官や弁護人が述べた内容について、果たしてどうでしたでしょうか。

1番

結論としましては、納得いたしました。しかし、最初伺っていると、本当に立て板に水を流すごとく、ぱっと読みまして、うんと思って。年のせいもあ

るでしょうけど，うんと思ったら，身を乗り出しちゃう。何だろうな，本当考えて，弁護人の方がちょっと私には，もうちょっと勉強して，もうちょっとぴしっと胸を張って話していただけなきゃ，ちょっとまずいんじゃないかなと感じました。

司会者

結論的には納得したというのは。

1 番

時間がかかりました，私には納得するまでに。

司会者

審理が進んでいかないとわからなかったと，こういうことになるわけですか。

1 番

そういうことです。最初のうちは，こういうものかな，ああいうものかなと聞くだけで，もう少しスローに読んでいただくとか，女の方でしたから，もっと優しく言ってくださったら，女同士だからうんと言うけど，とにかく義務的で，頭もよろしいんでしょうね。ぱつと言われちゃって，うんなんて。私，本当にびっくりしちゃって，年のせいかなと思ったり。

司会者

1 番の方が担当された事件の冒頭陳述って，結構情報量が非常に多かったように思われますけれど。

1 番

多いです。本当に，よく調べていただいたんですが，もうちょっと私なんかにもわかるような。

司会者

コンパクトでゆっくりのほうがよかったと，こんな感じなのでしょうか。

1 番

そう思います。

司会者

ありがとうございます。

続いて、2番の方も4件の事件をなさったということですがけれども、2番の方がされた冒頭陳述、検察官の冒頭陳述、比較的コンパクトな内容だったかなという感じもするのですけれども、情報量は足りなかったかとか、あるいはこの程度で十分だったかといった観点でどうでしたでしょうか。

2番

4件あったんですけれども、冒頭陳述はすごくコンパクトにまとめられていて、情報としてはすごくわかりやすかったと思います。

僕は、裁判員の候補に選ばれた時点で、幾つか違ういろんな裁判を傍聴に来ていたので、大体の裁判の流れというのはわかっていたから、そういう冒頭陳述も結構コンパクトでわかったんですけど、ただ、初めて本当に何も知らない状態でここに来たら、ちょっと理解できないのかなと。

ましてや、冒頭陳述、一番最初に行われることなので、全然浮き足立った状態で、冷静に考えられない状態ですぐに聞かなければいけないということについては、ちょっとそういう人たちにとっては、ちょっと荷が重いかなというのはいすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。

ちょっと番号を飛ばさせていただきますけれど、5番の方も複数の事件であったと、こういう事件でありますけれども、いかがでしたでしょうか。冒頭陳述という、最初に検察官や弁護人が主張した内容について。

5番

1番の方と全く同じで、礼儀というか作法なのかなみたいな、1日目の。それが手順だからやっていきましょうという印象は受けました。

ただ、冒頭陳述だったかどうかわからなかったですけど、何か手紙を弁護士さんが読むシーンがあったんですけど、ああいうのとかはまだ、何かそういうのをやらなくてもよかったのかな。

まず、客観的に見るためにも、ぱんぱんぱんと意見は反対になるわけですけど、ぱんぱんぱんとリセットされるような感じがしたんですけども、お互いに。

司会者

なるほど。その場面というのはちょっと明確じゃないところがあるかもしれないけれども、1番の方と同じように、最初の段階では作法だから聞いていると、こんな感じで、頭の中にずっと入っていく感じではなかったというわけでしょうか。

5番

はい。

司会者

あと、そのほかの方の事件については、比較的人間関係があったりとか、経緯が長いといったような事件だったのかなと、こんなようなことも思ったりするわけですけども、3番の方、これは比較的、人が何人かかかわっていて、同居していたのでしょうかね。同居していたいきさつなんかもあって、その辺のいきさつなどは最初の段階でも冒頭陳述でかなり詳しく説明されたのでしょうか。

いかがでしたでしょうか、冒頭陳述について。

3番

結構詳しく説明してくれて、結構、私は何かあまり理解することがちょっと難しいというか、大変だったので、すごく細かく説明してくれたので、とても流れる的にはよかったと思います。

司会者

これ，詳しいと，証拠との区別がつきにくいとか，そんなことはなかったのでしょうか。これ，事実だなとか，何か思ったりとか，そんなことはなかったですか。

3 番

私はなかった。

司会者

それは，誰かが説明してくれたのでしょうか，これは証拠じゃないよと。

3 番

そうです，はい。

司会者

どんな段階で説明受けたか覚えておられますか。

裁判官が説明したのですか。

3 番

裁判官だったり弁護士だったり，説明してくれました。

司会者

わかりました。

4 番の方も比較的事実関係が，ちょっと人間関係も複雑だったりして，そのあたりのところを冒頭陳述でどんなふうにかかれていてわかりやすかった，わかりにくかったとか，あるいは証拠との区別がなかなかつきにくかった，あるいは，きちんと区別がついたとか，こんなこと，どんな感じで受けとめられましたでしょうか。

4 番

内容自体は，すごくそれぞれ検察の方，弁護人の方，それぞれ A 3，1 枚で用意してくれた表で，非常にコンパクトにまとめていただいてわかりやすかったのですが，何分，決定的な証拠のない事件で，状況証拠だけで争っていたので，どちらの A 3，1 枚もストーリーがそれぞれの立場から，物の見

事に成り立ってしまうような印象を受けて、それで何か、そこに真実を考えて、見つけて、判断下さなきゃいけないというところは、9日間、私参加したんですけれども、すごく、そのとき参加された方どの皆さんも、やっぱり悩まれてたという印象を受けました。

やっぱり、なかなか決定的なものがないと、素人の立場で何かすごく推測が働いてしまったりとかして、本当にそれでいいのかというふうなことで悩んだのはすごく記憶に、印象に残っています。

司会者

その悩みというのは、双方の冒頭陳述、最初に聞いた段階で、両方とも言っていることが本当っぽいというふうに悩まれるのか、それとも証拠の内容が出てくるときに、また悩みが出てくるのか、そのあたりはどの段階なのでしょう。

4番

私の担当した裁判の中では、それこそ状況証拠だけで争うというのは、ずっと9日間通して行われたので、最初に提案された冒頭陳述から二つストーリーがあるような印象を受けて、それで双方が出してくる証拠をかき集めても、何となく何か成り立ってしまいそうな、そういうふうなアンバランスなところを行ったり来たりしていったという感じですね。最初から、結構悩まされる点ではあったと思います。

司会者

そうすると、最初の段階からも悩みがあって、また、証拠調べが進むにつれてもまた悩みがあるという感じなのではないでしょうか。また、証拠調べのあり方等でも御意見をいただければと思います。

それでは6番の方ですけれども、6番の方の事件というのも、かつて知り合いの事件ということで、いきさつなどもあるようですけれども、冒頭陳述についてはいかがでしたでしょうか。

6 番

中身がとってもややこしくて、何が真実だかわかんないという意味では、4 番の方と、中身はこっちのほうが軽いかもしれないですけど同じで、冒頭陳述から証人の話を聞いていたら、聞くたびにぐらぐらと左右に揺れて、みんなで悩んで悩んでどうしようもなかったというのが状態です。

それは、説明が悪いのではなくて、もともとやっぱり人間が、自分の都合のいいように記憶している動物だと思うんですよ。それぞれの言い分は、多分うそはついてないんです。

だけど、言ってることを聞くと、どうしてもどっちが真実ではなくて、間に何かあるんじゃないかなというのをずっと悩みました。

意見を言わせてもらえば、弁護人はもっと弁護する人だと思ってたんですよ。ドラマとかで見てても、えらい格好よくて、もっとばっと弁護する人だと思ってたのに、全然弁護ができてなくて、私の案件だけかもわかんないですけど、検察の方は物すごくパワーポイントは上手にまとめられていて、何が言いたくて、結論が何になるかというのはばっちり書いてあるんですけど、弁護士の方は、弁護したい気持ちが全然伝わってこないんですよ。何が真実じゃないんだよっていうことを言いたいのかもわかんないし、ここだけは酌み取ってほしいということも、ポイントも全くわかんなかったですね。ただ字が書いてあって、OHP映しているだけで、これは勝負にならないと思いました。

だから、相手の検察官がどう出てくるかをずっと弁護人の方は研究して、同じくらいの勢いでいかないと、テレビのようにはならないなと思いました。

司会者

6 番の方が担当された事件、検察官の冒頭陳述は、人間関係が凶になっていたりとか、いきさつが矢印で書いてあったりとか、そんな感じですか。

6 番



矢印というか，ちゃんと起承転結というか。こういう背景があって，こういうふうな問題があって，こういう事実があって，こういうことになりましたとわかったんですね。

司会者

弁護人の冒頭陳述というのは，記録に残っているのだと，何か文章がだらだらと書いてあるようなものだったのですけれども，実際もそんな感じだったのですか。

6 番

そうなんです。これをOHPで見せて，だらだらと説明して，本当に弁護する気があるのかという気になっちゃったんです。

でも，そうはいつでも弁護人のことを一生懸命酌んであげて，じゃあ，どういうふうに被告人は思ったんだろうとか，一生懸命，後でみんなで考えたんですけど，やっぱりどうせなら公平に評議するためには，もっと弁護人は頑張ってもらいたいなと，当時は思いましたね。

司会者

そうすると，配られたのも，あるいはパワーポイントで見せられたのも，あの文章の形で書いていたものが配られたわけですか。

6 番

そうです。配られたというか，OHPで投影していました。

せっかく，裁判員制度が始まってからつきましたと言われている，プラズマディスプレイが両側にあって，自分たちの前にもいっぱいディスプレイがあって，とても説明できる環境が整っているにもかかわらず，あのOHPでぼけぼけの字を出したんじゃ，ちょっとどうかなと思いましたね。

司会者

ありがとうございます。

7 番の方の事件も結構，経緯，犯行状況等が複雑で，かなり詳しい冒頭陳

述だったようにも思うのですけれども、どうでしたでしょうか。

7 番

ちょっと先ほどのとかぶってしまうんですけど、情報量がやはり多かった  
ので、処理するのが大変で、ちょっと家に持ち帰りながら、帰りの電車の中  
で考えたりするという作業がありました。

それで、ほかの裁判員の方々もちょっと複雑だよねという話が出て、まだ  
関係者の名前も、初日じゃ覚えられないよとか、人間関係もちょっとわから  
ないし。被害者の方もちょっといかつい感じだったんですけど、ちょっと怖  
い感じの方なんで、ちょっとあの人は怖いよねとか、そういう話も出て、何  
かやっぱり印象に左右されるなというのが、すごくありました。

ちょっと前の方もおっしゃってたんですけど、検察官の方は何か国家権力  
を背景に.....というイメージがあって、まさに正義の味方なのか、悪をやっ  
つける正義の味方。

一方、弁護人の方々は、証拠を捏造しているんじゃないかとか、そういう  
ので検察官の主張はおかしいんじゃないかというような感じで、僕が見た弁  
護人の方々は、一生懸命やってらっしゃったように思うんですが、複数の共  
同正犯の話だったので、弁護人の方々がそれぞれ違う資料みたいなのを出す  
んですね。そうすると、ちょっと資料の出し方によって情報量とか、あと何  
ですか、すごく丁寧にされているのか、パワーポイントでよくプレゼンテー  
ションとかでもありますが、資料がいい悪いによってすごく左右されてし  
まうので、それはもうちょっと皆さんでそろえてほしいなとか思いながら、  
初日を終わりました。

司会者

そうすると、3人の被告人がいて、それぞれ弁護人がついていて、そ  
の弁護人によって大分、こちらはしっかりした弁護人だなとか、そんなよう  
な印象を受けられたのですか。

7 番

そうですね。例えば，強盗だけど，あまり被害を受けていない，なぜならば，被害者の方が強いから，そんなに被害を受けてないんじゃないかということをおっしゃるんですけど，それが論理的には証拠を崩すために言ってるのかなと思うんですけど，印象としては，被害者を悪く言っているというふうに感じて，ちょっとあれはよくなかったねというような雰囲気になってたんで，そういうのもちょっと。

司会者

最初の段階からそんな印象を受けちゃうものなのですね。

7 番

そうですね。割と，最初の段階でそういう印象が出てしまうので，プロの方はそれに左右されないのかもしれないんですけど，ちょっと左右されてるのかな，されてるのかなと思いつつながら，ちょっと気をつけて，逆に違う方向から見ながら，自分の中で考えていったんですけど。

司会者

ありがとうございます。

8 番の方も犯行に至るいきさつ，親族間の犯行ですので，犯行に至るいきさつとかもあったように思いますけれども，冒頭陳述ではどのような印象を受けられましたでしょうか。

8 番

私の場合は，検察側の説明に関して，書類が揃ってましたので，それに沿って説明をされている。ただ，説明をされているんだけど，十分に把握されて説明しているとは思えないような説明の仕方。

弁護側に関しては，書類をまず用意はしているのですが，先ほどの6番の方と同じように，本当に弁護を心からしてあげたいのだろうかというのをものすごく感じて，正直な話，自分が何かやったときには，本当に弁護士

さん，これは何らかの形で選択をしないとイケなくて，決めるまでに何人かの方とお会いしてお話をして決めなくちゃいけないのかなというのを感じるぐらい，ちょっと弁護側にはその後，将来，自分がもし何かあったときに不安を感じました。

ということで，内容的には特に問題はないというよりは，若干わかりにくいというのは，これは実際の被告人の側にも問題があるかと思うんですけど，わかりにくいというのはちょっとあって，それは後で精査をしながらすることができましたので，特に大きく感じたことはございません。

司会者

検察官，弁護士，双方に厳しい御意見なのですけれど，検察官のほうに十分に事件を把握してないのではないかと感じられたのは，どんなところからですか。

8 番

どちらかというところ，説明に関しては，立て板に水でしゃべるのがいいとは言わないんですけど，すらっとしゃべってほしかった。逆に私が感じた検察側は，迷いながら話している，そういうのをすごく感じたので，だから，ただちょっと書類を渡されて読んでいるのかなと。

だから，書いた人，中が実際どうなっているかはわからないんですけど，調べた人，書類をつくる人，実際に法廷に立つ人がもし違うのであるならば，この連携をきれいにとらないと，本当の真実はちゃんと伝わらないんじゃないかなというふうには感じますけど，実際は逆に，調べる人，書類をつくる人，法廷に立つ人というのは，テレビの範囲では何か法廷何とかというのを聞くんですけど，すごく違うんですか。

司会者

また，検察庁でも体制がいろいろと変わったりすることもありますけれど，8 番の方が担当された事件というのは，調べた検察官と法廷に立った検察官

とが違う事件であったと思います。

そのあたりが，連携がとれていないような感じのしゃべり方だった，こんなことですね。

8 番

そうですね。書類の認識の仕方とかが十分じゃなかったというふうに感じました。

司会者

わかりました。

弁護人のほうの冒頭陳述も，こんな人は受けたくないみたいなイメージだったのですけれど，どのあたりが最初の冒頭陳述の段階ではだめだなという感じを受けられたのですか。

8 番

最後のほうの，本当に何ていうか，一番最後に来る部分は別として，冒頭に関しては，何て言うんですか，やっぱり弁護人も被告人を十分理解していないという感じですね。内情までよくわかってあげるとか，そういうものができてなかったんじゃないかなと。表面的に見て，この子はこういう子で，こういうふう育てられたから，こうなっちゃったのね，みたいな感じで，おざなりにやっているようなというので，やっぱり愛情を感じなかったですね。

司会者

弁護人の愛情ですか，被告人に対する愛情。

8 番

そうですね。愛情というのもおかしいですけど，はい。

司会者

ありがとうございます。

冒頭陳述に関しては，証拠との区別をつけていくということも非常に大事

かなというふうに思うのですけれども、あまり詳細過ぎると、例えば被害額が幾らだったとか、燃えた面積がどれだけだったとか、あるいはこんな発言をしたと。被告人が、ばかやろうと言ったら、被害者の人が何くそとか言ったという、こんなようないきさつが詳しく書いてあると、何か証拠に近いなという感じを受けたりなんかすることもあるのではないかと、我々思ったりもするんですけれど、何か証拠との区別に関して問題を感じたりとか、時々、あれ、何かこれ証拠とどう違うんだっけというような混乱が生じたりとか、そんなことはなかったでしょうか。どなたでも結構ですけれど。

1番の方、ちょっと当てさせていただいて恐縮なのですが、1番の方の事件というのは、認めている事件だけでも、事実ごとに、例えば焼損面積が何平米、何.何平米とか、損害額は幾ら幾らとか、119番通報は何時に行ったとか、かなり詳細に書いてあるような感じがして、その点、これ、そのとおりなんだなと思っちゃったとか、そんなことないですか。

1番

思わないといけないように、ぴしっとそろってましたよね。私が見た被告人は、弁護士さんばかり責めちゃ悪いんですけど、弁護士さんの言うことをきかないと、自分は後で損するんだと、弁護士さんに指導されて、そのまま被告人として立っているという感じが、嫌でも感じましたね。

それは、私、弁護士についてちょっとお尋ねしたいことが一つあるんですが、国選弁護士がついたということをお耳にしたんですよ。国選弁護士というのは、御存じのように、お金のない方につくわけでしょう。それが、ああいうふうに頭から、おまえさん、こうだよ、こうだからこうなんだよと言い、はいっ、はいっ、と被告人が聞いているのを見ると、お金がないって寂しいなって。そこまで私は感じましたよ。

司会者

そうですか。

1 番

だから、それをもうちょっと国選に携わる先生方も、心を深くしていただくのか、お勉強していただくのか。後は、検討してほしいです。

司会者

何か、お聞きしたことよりも大きなテーマのお話をいただいたものですか、また弁護人の方も追ってお考えいただくところもあるかなというふうにも思いますけれども、何か冒頭陳述に関して、この点つけ加えて、証拠との区別とか、お話ししておきたい方がおられたら、御自由にどうぞ。

5 番

冒頭陳述って、その事件の事実と自分が争いたい分を述べるのが目的で行われているんですか。

司会者

どんな印象を受けられたか。私は、こんな印象で冒頭陳述というのを聞いていたというのをまず教えていただければと思うのですけれど。

5 番

ただ、事件の概要というか、事件の事実。こういう事実があって、こういう事件が発生をして、今この裁判でここの部分を争いたいんですという、客観的なことを述べる部分という理解でいいんですか。

司会者

というような理解をされたわけですかね。

5 番

はい。だから、事実と証拠の違いがちょっとわかんないなと思って。申しわけないです。

司会者

なるほど。

いや、そこがまさにどう区別していくのかというのをみんなで考えなきゃ

いけないのが、我々の課題かなというふうに思っているわけなのですが、どちらかというところ、印象としてはここに書かれているのは、事実と争点を述べていると、こういうような印象を受けられたと、こういうことですか。

5 番

はい。

司会者

わかりました。

ほかの方、どうでしたでしょうか。冒頭陳述について。

6 番

最初に裁判長のほうから説明がありましたので、冒頭陳述を聞いて、これが証拠だと思ったことはなかったですね。

証拠は、後になって、ホワイトボードで書き出していったら、証拠として成り立つかどうかをずっと審理してましたので、ごちゃごちゃになることは一切なかった。

司会者

そこは区別がきちんとしていた、そういうことでしょうかね。

ほかの方はどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと次のテーマのお話を聞きたいと思えますけれども、証拠調べの方法についてどうだったかということについて、少しお話を聞きたいと思えます。証拠調べの中には、検察官なり弁護人が請求した証拠を読んで、その内容を理解するというものと、証人や被告人が法廷の中でその内容をみずから語るという場面とありますけれども、それぞれの証拠調べについて、例えば比較すると、こちらのほうがわかりやすかったとか、あるいは証人尋問はちょっと弁護人の熱意がなくてよくわからなかったとか、決して一般論の話ではありませんけれども、その証拠書類の取り調べでも結構ですし、証人尋問や被告人質問という、法廷で話を聞くものなどについてどう思われ



たか、御自由にちょっと御発言いただけますでしょうか。どなたでも結構です。

6 番

ちょっとさっき話したんでね、証人尋問が結構多くて、何人も何人も来られてされたんですけど、さっきも言ったとおり、人間は自分の都合のいいように記憶しているなとつくづく思いました。うそをついているわけじゃないんですね、それぞれの方はね。だけど、話がかみ合わないんですよ。その中で、どうやって真実を見つけていくかというのは、相当みんな悩みました。

それと、やっぱり検察側は、さすがに進んでいて、防犯カメラの写真とかそういうのを活用するわけですね。そうすると、素人はやっぱりテレビに慣れているもので、そういうのがあると真実だと思っちゃうんですけど、そこはひっかかっちゃいけないという気持ちはありました。

そこで今は、本当、弁護士の方はもう少しITを活用したほうがいいと思うんですよ。素人の我々はテレビの影響を受けていますから、やっぱり見せたら強いわけですよ。

だから、弁護したいのなら、そのポイントをもう少し絵で見せるなり、写真で見せるなりしないと、そういうふうにならないようには頑張りましたけど、やっぱり見せられると弱いなという気持ちにみんななりました、当初。

司会者

証人の供述について、それぞれの人はずそを言っているわけではないのだけれども、都合よくしゃべっているのではないだろうか、こういうふうに思われたのは。

6 番

最後の最後です。

最初は、聞いたときは、うそ言っているんじゃないのかなと思いましたよ、さっきと違うじゃないと。何だ、こいつうそを言っているんだと。みんなう

そ言っていて、一体誰が真実を言っているんだろうと思ったんですけど、後々でみんなで事件のことを細かく考えてみると、決してうそを言っているわけじゃないんですね。都合よく覚えているだけなんだという結論に達したんですけど、最初に聞いたときは、何でこんなみんなうそつきなんだと思いましたよ。

司会者

それは、直接聞いていて、聞いたときには、やっぱりうそを言っているのではないかと、そういう印象を受けたのですね。

6 番

というか、最初に聞いたときに真実だと思うから聞きますよね。そうすると、こういう事件だったのかとみんなで納得して帰るんですけど、今度は、次の人の証人尋問を聞いたら、全然180度違うわけですよ。

そしたら、みんな悩んじゃって、一体これはどうしたことだと。どっちかうそついているんだろうと思ったんですけど、そうじゃないんですね、結局。何人もの話を聞き、みんなで話をしていくうちに、これはみんなが都合よく覚えてるだけで、決してうそを言ってるわけじゃないんだと思い至りました。

司会者

6 番の方の証拠調べでは、被害者の方も共犯者の方も調べておられるのですね。

6 番

そうです。

司会者

被害者の方も共犯者の方も、それぞれが都合よく話しているのだと。

6 番

そうです。

それぞれ聞いたときは、何うそついているんだと思いましたよ。当然、悪い

やつはうそをつく，決まってるとか最初思ってたんですけど，そうじゃないんですよ。

どうして最初思ったかというと，一生懸命証言しているんですけど，すごく細かいところを本当に覚えているのかと。ただ書類にまとめるために，ここは何時だったんだ，こういうところは前後はどうなんだって聞かれたんじゃないかなと。そしたら，そんな何時何分ごろとか，これをやった後にこれをしたなんて，正確に覚えているとは思えないわけです。

そこいらはうそついてるんじゃないくて，きっと記憶があいまいだったんだろうと。全体の流れを考えていくと，全員うそをついているわけではなくて，真実が浮かび上がってくるという感じでした。

司会者

わかりました。

4 番の方。

4 番

証拠等の取り調べと，あとは証人の尋問というんですか，その辺なんですけど，証拠の供述調書については，すごく読み上げが中心だったと思います。そうなるんでしょうけれども，長くて，特にお昼明けなんかはすごく眠気との闘いでございますし，まずあれが一般の我々にとっては，多分，結構苦痛な時間帯になってしまったんじゃないかなということで，それでせっかくの供述も何かあまり頭に残っていないなんていうような，結果にならないことはないというふうな印象でした。

あと，証人尋問なんですけれど，私が担当した裁判で来られた証人の方というのは，同じ裁判で自分も刑を争っているような，勾留中の方とかも結構いるんですね。そういう方が証人で来ると，自分の裁判にも影響を与えるというふうな視点が働いて，それで，やっぱり先ほどの 6 番の方もお話ありましたけれども，自分の都合のいいこと，悪いことということが働かなくはな

いと。そういうふうな視点で、こちらも勘ぐりながら聞いたりとかするよう  
なところがなかったわけじゃないと思うんですね。

そうすると、出てくる証拠に対して、やっぱりその証拠の信憑性とかそう  
いうのもまた考えさせられてしまって、一筋縄ではいかないって、当たり前  
なのかもしれないですけども、非常にどうなんだ、こうなんだという悩み  
がまた増してきて、どんどんどんどんその辺すごく負担になったかなという  
ふうな印象はありました。

司会者

そうすると、実際に法廷で話をしたがゆえに、その内容についていろいろ  
と悩みなんかもふえてくる、そんなような感じですか。

4 番

そうですね。

それが、今度はその方の裁判では証拠になってしまうことがありますので、  
そうなると、そういうところではなかなか不利になるようなことは言えない  
ことはあると、そういうふうに思っていくと、なかなか出て供述される証拠  
の信憑性とか、それをどの程度酌むのかという話で、また負担が増してきち  
ょうという、そういう印象がありました。

司会者

ほかに、証人とかを調べられた方。7 番の方も、被害者とか被告人、それ  
ぞれ聞かれたのですね、法廷で。

7 番

はい。

司会者

実際の例えば証拠書類との違いとか、あるいは印象の残りやすさとか、理  
解のしやすさとか、この証人が信用できるかどうかといった判断でどんなよ  
うな印象を受けられましたでしょうか。

## 7 番

みんな、それぞれもっともらしいことを言うので、この人の話だけ聞いてると、ああそうだなと思うんですけど、逆に自分が例えば罪を、これを言ったら重くなるだろうなと思うことは言っていないとか、自分の、例えば共謀共同正犯じゃないみたいなことを言うような人は、何かあからさまにあやふやなことを言ったりすると、うそなんじゃないかというような印象で見えてしまう。日本の文化なのかもしれないんですけど、本当のことを言って罪を認めている人のほうが、何か信憑性が増すみたいな、そういうところをすごく感じて。

でも、それを除いて考えてみると、ひょっとしたら本当のことを言ってるんじゃないかっていうようなふうに思うと、もっともらしいんだよなというんで、相当、最初の人印象が薄れていって、最後の人印象、系列維持効果と言うんですけど、普通は最初、初頭効果と言って、最初の人印象が残るというのと、あと最後、親近性効果と言って、一番最後の印象が残るという理論があるんですけど、私の場合は、それが逆に初頭効果というのはあまりなくて、最後に聞けば聞くほど信憑性が増しているように聞こえた。もう一度、最初の人話を聞き直したいな、もうちょっと聞き直せたらなと思いながら、ずっと聞いていました。証人が自分の意見を言った順序次第というのはちょっとフェアじゃないかなと思ったのと、あと、もう審理が終わった人が証人で来たので、その人がいきなり入ってくると、余計さらに印象として、どれが本当なのかなというのがわからなくなったりするので、そこもちょっと。

何か、その証人が唐突に出てきた感じがして、もうちょっと事前に、この人はこういう人なんだよというのを知らないで、それを含めて理解できないところなんです。会話だけでいきなり言われてもわかんなくて、もうちょっと背景とか、その人自体の背景も教えてもらわないと何か判断できない、供述と

の信憑性が判断できないのかなと思いながら聞いていました。

司会者

そうすると、供述の信憑性のもととなるような事情も証人尋問や被告人質問の中で出してほしいなど、こういうことなのでしょうかね。

7 番

そうです。

司会者

なるほど。はい、ありがとうございました。

最後のほうがいいそうなのですが、被告人が3人いて、3人目の被告人が一番信用できると、こんなような感じになる。

7 番

が、印象に残る。

司会者

印象に残ってしまう。なるほど、わかりました。

ほかの方、どうでしょうか。

8 番の方は、被害者でもあるお父さんとかお母さんの証人尋問とかされたかと思うのですけれども、証人尋問を終えられてどうでしょう。

8 番

被害者でもあり、被告人の御両親でもありというのがありましたので、でも淡々と質問されたことをお答えになられたと思うので、特に問題はなかったです。

司会者

ずっと頭の中には、自然に話の内容は入ってきたという感じなのでしょうかね。それとも、少しわかりにくいというような部分があったのでしょうか。

8 番

時系列とか内容に関して、いろんなことがたくさんあった、過去あったの

で、若干齟齬はありましたけども、その齟齬は後で解決ができる内容だったので、比較的すっと入りましたし、どちらかといえば先ほど混乱してしまったという7番の方、被告人であり証人でありというのが、混乱されたとおっしゃられたんですけど、私の場合は、証人は被害者であり、被告人の御両親でありということだったので、逆に混乱というよりは、どちらかというとな被告人を守ろうという気持ちがあったりして、それもわかるという部分がありました。

だから、特に大きく疑問はなかったです。

司会者

5番の方は被告人の捜査段階でつくられた上申書が、これは本当かどうかみたいなの、任意性なのではないでしょうか、というようなことがあったようですけども、被告人の供述を聞いたのと、DVDを見たのと、どっちがどんな感じの印象を受けたか、ちょっとお聞かせいただけますか。

5番

正直に言ってもいいですか。

司会者

正直に言ってください。

5番

検察の方が出されたDVDは、つくられたもの。検察側がシナリオを書いたものに対して答えている、何か迎合してしまう傾向にある犯罪者の方で、言われたことを、はいと言っちゃう感じなので、だからDVDのやつは検察官がつくったものを証拠に出したものというような感じがしたし、上申書というのも警察官の方に書かされたもので、自分の意思ではないなというのは感じました。そして、取り上げるか取り上げないかも審理したんですけど、それは不要な証拠、そういうのがありました。

司会者

それは、被告人の話を実際に聞いてみて、この人は迎合しそうだとか、そういうようなことを感じられたというところが大きかったのでしょうか。

5 番

そうですね。そうです。犯罪者のその方の話とかを聞いて、そう思いました。

司会者

ありがとうございました。

ほかの方で、何か証拠調べに関してコメントしておきたいという方いらっしゃいますでしょうか。証拠調べ全般に関して、もっとこんな工夫をしても良かったほうがいいとか、あるいは、こういったところがわからなかったというようなところ、ありますでしょうか。全般的なお話で何か御発言をしたいという方がおられれば、御発言をお願いしたいと思います。

どうぞ、5 番の方。

5 番

裁判では、この証拠調べにすごく日数を割いたんですけど、争点がこれだけ明確になっているのであれば、もうちょっと証拠調べの証拠自体の数も減らせるんじゃないかなというのをすごく感じたんですけど。

司会者

どんなところが、何か無駄だなという感じになりますか。

5 番

書類系ですね。そうですね。書類 1 枚見せるのに関しても、全部証拠の番号みたいなのが振られていて、それを全部説明していく、一々。見たらわかるものであって、重要だから出しているんだとは思んですけど、もうちょっと絞ってほしかったです。

司会者

証拠の量がやっぱり多く、争点に応じた形の量になってないのではないか



ということですか。

5 番

そうです，はい。

司会者

5 番の方の事件だと，既遂か未遂かというようなところとか，あるいは人が住んでいるかとかということがわかったかどうかということが争点だった。そこに絞った証拠にしてほしい，そういうことなのでしょうか。

5 番

はい。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。

7 番の方。

7 番

証拠調べの最後のほうで，被告人同士のやりとりがあったんですけど，お金を渡した，渡さなかったという話になったときに，ある銀行口座に振り込んだという話になって，でも，その銀行口座には振り込まれてなかった，それは証拠として提出できませんという話になったんですけど，結局，提出されずに終わったんですよ。本当に最後のほうだったので。

なので，そういうのとか，本当に質問とか，やりとりの間に出てきたものは最後までちゃんと見たかったなと思いました。何か尻切れトンボで終わって，多分その感じだとあったんだろうみたいな感じの中で審理が進んだので，ちょっと何か，逆に僕はもうちょっと審理の時間が多くてもよかった。もう数日あってもよかったのかなと思いながら終わりました。

司会者

そうすると，今のお話だと，振り込んだか振り込まないかというのは，見ればわかることだから，それは見てみたいなど，証拠としてきちんと出して

ほしいなということなのですね。

7 番

はい。それが出る日数，もう一日必要だったんだったら，もう一日あってもよかったのかなとか思いながら，終わってしまったんですけど。

司会者

なるほど。その点は，出さない理由について，誰かが何か言っていましたか。

7 番

いや，本当に最後の最後のやりとりだったので。

司会者

誰も触れないままに終わっていったという，こんな感じなのでしょうか。

7 番

触れないままに終わっていったという感じでした。

司会者

なるほど。誰かが触れてほしいなと，こんな感じなのでしょうか。

ほかの方，何か証拠調べ全般に関して，発言しておきたいということございますか。よろしいでしょうか。

それでは，ちょっと時間の関係もありますので，次のテーマに移らせていただきたいと思います。

2点目のテーマですけれども，評議のあり方についてどうかということがあります。評議の中で自由に意見を言えたかとか，評議の雰囲気はどうだったかとか，あるいはこんなところを工夫すればよかったんじゃないか。

先ほど，裁判官の誘導というお話もありましたけれど，誘導というのがどんな，評議の中で出てきた話なのか，それとも進行について，こういうふうに進んでいくんだよというようなことの説明を受けたということなのかというあたりで，1番の方，最初の段階で，誘導という言い方をされていました

けれども、それは評議の中でのお話でしょうか、それとも、進行に関して、これからこんなことが行われるのよとか、あるいは、検察官のこれから言うことは主張であるから、証拠じゃないよといったようなことを言っておられるのか、そのあたり、先ほどの誘導というのはどんなことでしょうか。

1 番

誘導の意味は、全般的に、これがこれ、あれがこれというんじゃなくて、後での感想なんですよ。皆さんと帰りにお話しした感想なので、とりたててこれがこれ、あれがこれって、ここで申し上げるべきことでもないような気がしますから、そのように理解しながら帰ったということを申し上げておきます。

司会者

何か、結論を出すときに、裁判官、こっちがいいよといって、手招きをしているような感じを受けたのか、それとも、みんなが自由に意見を言って、その自由な意見の結果、結論が出たという感じなのでしょうか。

1 番

うちの場合は、皆さんがそれぞれに、裁判官の方がいろいろとしてくださいだったので、一人一人が思うようにきちっと意見を言ったと思いますよ。

司会者

一人一人は意見をきちんと言った。その意見をまとめた結果が、結論になったと、こんな感じでしょうか。

1 番

と思います。私、遠くのほうに座っていて、よく聞こえない部分もあったんですが、皆さんお若いから、こんなもんかなと。立派な方が、判事がいるからというんで、判事をみんな信じて。感じが、みんな信じたのを乗り越えて、いい方ねって印象が強かったもので、おっしゃることはみんな正しいように聞こえて、それでよかったと思っております。

ですから，十分に取り上げられたと今でも信じています。

司会者

それぞれの方は，一応意見をきちんと言って，その上で結論が出たということは間違いはないですね。

1 番

そう信じております。

司会者

そう信じています。わかりました。私もそう信じたいと思います。

評議について，ほかの方，評議でちょっと意見言いにくかったなとか，あるいは，裁判官が最初に答えを教えてくれたらいいのにとか，あるいは，自由に意見を言った結果，こうなったんだなとか，全般的な話として，個別的などうこうという話でなくて，評議の雰囲気とか，どんな感じを受けましたでしょうか。

どうぞ，6 番の方。

6 番

私たち素人なんで，例えばこのくらいの刑だったら，このくらいの犯罪だったらどのくらいの刑ですかって質問したんですね，逆に。そしたら，裁判長の方は答えてくれなかったんです，最初。

こういうのは，こういう判例があるからこうだよって，すぐ教えてくれると思って聞いたのに，教えてくれなかったんで，みんなでいろいろ話をして，裁判官の方は3人ですよ，その方も一緒になって話をしていく中で，最後，どういう量刑にしましょうかといったときに，それで裁判長，ちょっとあまりにも基準がないので，少し教えてくれってお願いして初めて説明してくれて，でもこれは別に何の基準にする必要もないと言ってくれて，みんなで最終結論に至ったんですね。

最初に言ったとおり，懲役7年で執行猶予ってないというルールすら，最

初教えてくれなかった。半分にするルールがあるんだよっていうのも，こちらから聞いて聞いて，初めて言ってくれた。そういう意味では非常にフリーに話をさせていただいて，とってもうまくいったと思います。

司会者

あまり裁判官が前面に出たという感じではなかった，こんな感じなのではないかね。

6 番

そう。

司会者

ただ，最低限のルールみたいなのを最初に教えてほしいなというところもあるのでしょうか。7年，執行猶予つけちゃいかんよとか。

6 番

いや，そんなこと教えてくれなくて正解だったと。

司会者

なるほど，わかりました。

ほかの方，どうでしょうか。

4 番

評議のそのものについては，すごく裁判長の方が音頭を取って，一人一人の方の意見をちゃんと聞いて，変に誘導だなと感じるようなことは一切なくて，本当に全員参加，そのとき参加した方全員で一致した判決を導くことができたのかなというふうな，そこにはすごく問題とかはなかったなと，私の場合は感じています。

基準になる量刑とかという話なんですけど，私たちの場合ですと，最初に何かそういうのをある程度示してくれて，こういうこのぐらいの裁判で前科も云々かんぬんとかという話になってきて，そういうのを含むとこのぐらいというふうなものを，まず示されました。

その辺は裁判官の方にもよるんだらうと思うんですけども、そうやってある程度見せていただくこともできたので、非常に評議のあり方そのものについては、私は特に何か、これですごく注文つけたりとか、疑問に思ったりとかって、そういうことはなかったなというのが、正直な感想です。

司会者

今お話のあった、これぐらいというのは、量刑の分布みたいな図を示されて、こういう因子を入れると、このぐらいの分布になりますよと、そういうお話なのですか。

4 番

まさにその話です。

司会者

わかりました。特に、これが答えが正解とかそういう話ではなくて、大体分布だとこんな感じだと、こういうことですね。

4 番

あくまでも、その分布図だけであって、正解をこれに向かってみんなで論点詰めていこうという、最初に点ありきじゃありません。そのことは間違いなかったと思います。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方で、この評議に関してコメントのある方ございませんか。

特にここは問題だなと感じられたところはありませんでしたでしょうか。裁判員の評議というのは、みんなが意見を出し合って、それでよりよい答えを導き出していくということであって、決して裁判官が答えを教えてくれるとか、そんな話ではなくて、みんなが自由に意見を言う。人の話も聞いた上で、さらに考え方を高めていくというのが基本的な思想でできていると思うんですけども、特にそれで、うちは違っていたなというようなことはなか

ったでしょうか。

どうぞ，7番の方。

7番

一言，基本的に裁判官の方が誘導するみたいなものではなくて，もし恣意的だなと感じるところがあるとすれば，皆さんに意見を出してもらおうというような分配の仕方。この意見に関して，1番さんはおっしゃってないですけど，どうですかみたいなことはされるんですけど，それ以外は全く，そもそも誘導されていることを感じないのかもしれないんですけど，少なくとも私は誘導されているというのは一切感じていませんでしたから，皆さんかなり率直に意見を言っていたように感じます。

司会者

わかりました。

そうすると，裁判官というのはあくまでも司会者として，発言をされてない方に当てたりとか，そんなような役割に徹していたと，こんなことでしょうか。

7番

はい。

司会者

はい，ありがとうございました。

時間のちょっと関係もありますので，ちょっと3番目の論点ですね。話題事項について進めさせていただきます。

守秘義務についてでありますけれども，裁判員の方に守秘義務を課していることについて，どう考えられるのかということ。あるいは，守秘義務の範囲がわかりにくいとか，あるいは，守秘義務があることによって，どうも生活しにくいとかいうようなこととかありますでしょうか。

守秘義務について，どんな思いを持たれましたでしょうか。

どうでしょうか。3番の方，どんな感じでしょうか，守秘義務。いかがですか。

3番

守秘義務って守れ，ってことですね，ばらさないということですね。

そのときには仕事をしていたので，仕事場の人だけには言わなきゃな，と思ったんですけど，そこに関しては，特に負担とかはなかったかなと思います。

司会者

仕事場の人に言うのは，ここからここまで裁判員としてやっていますよと。だから，会社に来られないんですよと，そんなようなお話ですね。

3番

日時とあと時間帯だけ言えばいいかなという感じだったんで，それだけは言える。

司会者

伝えて，それ以外のことの評議の中身は話してはいけませんよということについては，特に負担に感じたりとかは。

3番

何も感じない。

司会者

しゃべりたくなってしまったということはないですか。

3番

いや，全然。

司会者

それでは，2番の方どうでしょうか。

2番

特に負担になったりとかすることはなかったんで，特に問題はないと思い



ます。

司会者

ほかの方，どうでしょうか。

特に，守秘義務についてわかりにくいとか，どこまで言っていいのか，どこまで言っちゃいけないのかわかりにくいとか，それで困ったとか，そんなようなことはなかったでしょうか。おおむね，裁判官が，評議の中で行われたことというのは，誰がどういう発言をしたかということだけではなくて，何対何だったかというようなことも含めて，言っちゃいけないんですよ，他方，法廷で起きたことについては，当事者のプライバシーとかは配慮しながらも，それはお話しいただくことは構いませんよと，こんなような説明をしているかなというふうに思うんですけども，特にその説明内容でわかりにくいということはなかったですか，大丈夫でしたか。

守秘義務に関して，何かコメントしたいという方おられますか。よろしいでしょうか。

それでは，検察官，弁護士，いろいろと御批判というか，お話もありましたので，こんな点ちょっと聞いてみたいというところがあったら，御質問していただければと思いますが，いかがでしょうか。

高嶋検察官

本日は，いろいろと貴重な意見をいただきまして，どうもありがとうございます。ありがとうございました。

検察官の法廷でのプレゼンのあり方，証拠調べのあり方で，いろいろわかりにくいというような話も含めて，いろいろ今日，大変参考になりました。戻って，今後の裁判員裁判に生かしていきたいと考えております。

1点だけちょっと御意見の中で，内容をちょっと確認したいことがございまして，5番の方が，争点が明確な事件だったので，それだったらもっと証拠の数を減らしたほうがよかったんじゃないかという，そういう趣旨の

ことを先ほどお聞きしたのですけれども、そのときにいろいろ読み上げた書類があって、それをずっと最初から最後まで読んでいたという話もされていて、その印象としてで、記憶にあれば結構なんですけれども、その証拠はそもそもなくてよかったような証拠だったのか、それとも必要だったけれども、もっと簡単にポイントだけを説明してくれればいいのか、そこら辺、もし御記憶ありましたら教えていただければと思います。

5 番

具体的な内容になってしまうんですけど、何か示談になってしまって、その経緯、3件の事件に対してそれぞれ示談が成立する過程みたいなのが、それぞれお話をしてくださったので、それって要るのって、すごく思ったんです。示談が設立した結果だけお伝えしていただければ、それはそれで審理には別にあってなくても影響を及ぼさなかったのではないかなと感じました。

司会者

それは、弁護人のほうから出された証拠なのでしょうかね。

5 番

それはそうです。でも、事件の現場の地図であったりとか、どうなんでしょう。争点にしたいから出しているというのはすごくわかるんですけど、もうちょっと端折れたのではないかなと。既遂、未遂がもともとのポイントであるのに対して、その背景というのは、もうちょっと絞ってくださったら、もっと期間が短くできたのではないかなと思いました。

高嶋検察官

ありがとうございました。

司会者

背景事情が長かったということなのですかね。

よろしいでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。

高嶋検察官

はい。

司会者

それでは，弁護士会のほうから何か御質問があればお願いいたします。

野嶋弁護士

本当，本日はどうもありがとうございました。大分，いろいろおしかりを受けまして，弁護人の熱意が足りないとか，被告人の気持ちをよくわかっていないという点と，あと冒頭陳述が非常にわかりづらいということで，非常にためにもなりました。

弁護人の熱意の点は，被告人との相性のところもあるんですけども，私もとすると，本当に何とか被告人の気持ちを酌み取って，一生懸命弁護したいというふうに思っているんですけども，残念ながらその点で，なかなかそういう熱意とかが伝わってこなかったというふうに感じたんですけども，具体的に例えば冒頭陳述の段階で，ちょっと弁護人と被告人との間が何となく熱意が感じられないと思われたのか，それとも被告人質問のところになって初めて，ああこの弁護人はちょっと問題があるなというふうに思われたのか，どの段階で感じられたのかということが一つお聞きしたいんですね。

それからもう一つは，冒頭陳述のあり方として，4番の方は，A3，1枚で検察官も弁護人も非常にコンパクトにまとめた，恐らくパワーポイント使ったかどうかわからないんですけども，何かその後，A3，1枚ですけども，原稿を多分読み上げたと思うんですけども，その原稿が非常にわかりやすかったのかどうか，どういう点がわかりやすかったのかとか，あとは，読み上げた原稿を後で配ったのか。配ってから読み上げ。ちょっと細かいことまで覚えてられないかもしれないですけども，どういう点がわかりやすかったのかという点について。2点，お聞きしたいんですけどね。

司会者

1点目の熱意が感じられないという点については，どの段階からそんなこ

とを感じられたのかというあたり。

どうぞ，6番の方。

6番

冒頭陳述です。聞いていて情けなかったです。弁護する気があるのかと思いました。その後，被告人質問をして，話が進んでいったら，もう少し弁護の仕方があるだろうと思いましたよ。

野嶋弁護士

冷たい態度をとるとか。

6番

そうじゃなくて，ピントがずれているってこと。何か，やる気あるのかなと思いましたよ。何というか，論理立ってないんですよ。気持ちを伝えようというふうをしているだけで，検察側はもちろん論理で詰めてきますからね，それに対してもう少し論理を詰めていかないと，対抗できないじゃないですか。

もっと，こういうポイントを弁護すればいいのにな，と思ったぐらいです。もちろん，字だらだら書いてあるだけです。

司会者

今のことに関連して，争点との関係でいうと，6番さんが担当された事件というのは，暴行を加えた目的が，果たして金目当てなのか，それとも何か悪口言われたことに対する報復なのかと，あるいは，共謀が果たしてあったのかどうかと，こんなところが争点になっているけれども，6番さんの目から見ると，どんなところがピントがずれているなと感じたのですか。

6番

弁護側は，被告人のもう少し内面的な面というか，背景の肝になっているところをもう少しつかんでおくべきだったと思うんですよ。何か，情況証拠の裏返しみたい，何か，検察が出しているやつの裏返しを，何か否定しよ

うとしているんですけど，そんなのできるわけないんですよ。だって，向こうが明らかにITは上なんです。写真とか。

だから，そうじゃないんだと思うんですよ。

野嶋弁護士

いかに重要な，被告人に有利な，確実に効果を上げるとか。

6番

全くないわけじゃないんですよ。こういうふうに育ったから，こうしてた，みたいに言うんですけど，だから，そこをもう少し突っ込めよって思いましたよね。

野嶋弁護士

平板で何となく押しつけている。ピントもずれている。

6番

そう。まずピントがずれてる。

司会者

ほかの方で，どの段階で弁護人の熱意が欠けているというふうに思われたか。

8番の方，いかがでしょうか。

8番

冒頭陳述に関しては，こんなもんなのかなというふうに思いました。冒頭陳述に関しては，各弁護人がこういう姿勢で来るんですよというのを意思表示されたのかなというふうに認識をしました。ただ，若干，検察側との内容の部分では，どれだけ被告人に話を聞いているのかというのは，疑問のあるところがありました。

あと，最後の部分では，私の場合は量刑をどうするかというところが問題だったんですけども，弁護側として，ご家族とも話し合いをして，こういうふうにしていきますよといった，その方法なんですけども，これが全くお

ざなりでした。私どもが例えば仕事でやる週報ならまだいいですけど、月報に近いぐらい、箇条書きで終わるぐらいの。週報というのは、毎日毎日、日報から始まって細かく見ますよね。その部分が何となく、こういうふうにやりなさいみたいな、よく会社でさっと渡すだけ、そんな書類を出される感じとかあって。人それぞれ更生の仕方は違うんじゃないかなという感じがして、本当に、だから人として、こういうふうにすれば人は更生するんだということを考えて弁護されているのかというのは、疑問に思いました。

司会者

8番の方が担当された事件では、お父さんと被告人、御両親と被告人との今後の人間関係の作り方について、書面によって、今後こうしますと、そんなような感じのお話なのですね。それがいかにも形式的じゃないかというイメージを受けたと、こんなことなのでしょうか。

8番

親御さんが理解をされてないような書面だったですし、本当にただの1枚の紙。

6番

紙ぺら。

8番

そんな感じ。こうして見てきますよ、みたいな、そんなようなところで、本当に御両親からその気持ちが出ているのかというのがわからなくて。もう少し双方話し合って、人間一人を更生するのだから、もっと重要なんじゃないかなというふうに自分はずっと思っていたので。

6番

近いものがあつたかもしれない。

司会者

そうすると、よく、更生の可能性のあるのかないのかというところの議論

がされるときに，形式的に形だけ整えても，なかなかぴんとこない。本当の意味で更生というのは何なのかということについて，きちんと話し合いがされている様子になかったと，こういうことなのでしょうかね。

8 番

そうです。だから，自分の考え方では，例えば量刑に関しては，書面が逆に影響しました。これじゃあマイナスだと思って，自分は考えました。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方で熱意を感じなかった場面というのは，この場面感じなかったところをつけ加えて御発言のある方はおりますでしょうか。よろしいでしょうか。

では，2点目のところですがけれども，冒頭陳述のわかりやすさというのは何なのかというところで，書面のコンパクトさということと，あと，それに付随して話をする内容のわかりやすさという観点と，あとは書面を配る時期のところ，これのあたりのどこがポイントなのかというあたりの御質問かなというふうに受けとめましたけれど，この点，4番の方にとってはどうだったんでしょうか。

4 番

出された資料そのものは，両方とも本当に特に何か矛盾を感じるようなところはないぐらいの感じだったんですけど，逆に言えば，真実は1個しかないはずなのに，検察と弁護士がA3ペーパーで真実が2つ入るようにうつつてしまっているぐらいに，でき上がっている資料というのが，やっぱりコンパクトなものの，よさの裏返し，悪い面もそこには出てたのかなというふうに思いました。非常に争点が難しい事件だったというのはあるんだと思うんですけど，さっき，わかりやすさというところから私，話させていただきましたけど，そこは逆に悩みの種にもすごくなっていったというのもあり

ます。

その後、読み上げていただいたりとか、その内容を例えば書面として出すのであれば、後で評議の部屋へ戻って見たりとかもできるんですけど、ただ何分難しい言葉で、文章ばかりで出ているというのも、やっぱり端から端まで読んで考えるというのは、時間的な制約もありますし、あと、理解度もありますので、なかなかそれは難しく、そうなるとやっぱり絵柄入りのコンパクトな資料のほうに流れざるを得ない。

でも、冒頭陳述ということもあって、こういった事件の内容なのかというのを捉える上では、非常に役に立ったもので、こういうふうなものを用意していただくのは、こういった裁判員裁判ではぜひ続けて行っていただきたいなというふうに思った点です。

司会者

書面そのものは、双方が冒頭陳述をする段階では、もう配られておりましたでしょうか。それとも、後から配られたのか、そのあたり御記憶ありますでしょうか。

4 番

ちょっとそこははっきりしないところですけども、前に出たんじゃないかなというふうには思うんですけども、ちょっとはっきり覚えてないです。

司会者

多分、両方のパターンがあり得るかなというふうには思うのですけれども、弁護人によっては後の方がいいと言う方もおられますし、先に配って見てもらったほうがいいという方もおられるんですけど、皆さんの事件でいかがでした。

5 番

前でした。

司会者



じゃあ、前の方、前だったなという記憶がある方は手を挙げていただけますか。3名ぐらいですか。後だったなという記憶がある方は。お二人で、ほかの方はちょっと記憶がないということでしょうかね。

どちらのほうがいいのではないかということについて、御意見がある方おられるでしょうか。

6番

というか、ちょっと質問をしていいですか。

司会者

どうぞ。

6番

弁護人の方というのは、それぞれ個人の方とか、事務所にたくさんいられる方いっぱいいると思うんですけど、それぞれの弁護士協会みたいなので、裁判員裁判に向けてどういう資料を提示したらいいというのを切磋琢磨しているところはないんですか。

司会者

今の御質問の前提としては、切磋琢磨しているようには感じられなかったというのでしょうか。

6番

検察のほうは、前にこういうふうなフォーマットにするとわかりやすいよねというのを、何かあらかじめ研究していて、そういうポイントを押さえるてるんじゃないかなと思ったんです、印象として。

野嶋弁護士

おっしゃるとおりです。検察庁は、ある程度組織的に、こういうふう、こうこうでやろうということをやっているんです。それで、弁護士会のほうというのは、なかなかやっぱり個人で、自分の事件もありますので、一応研修とかで、こういうフォーマットありますよとかいうことをやるんですけど、

やはりそれは個々の弁護人のほうにおおむね任されている部分がありますので、結構ばらばらなんですね、やっぱりね。

6 番

任せてもいいんですけど、最低このくらい押さえましょうという、何かガイドブックか何か渡したほうが、きっとそんなところに能力使うのはもったいないですね、弁護士さんはね、きっとね。

野嶋弁護士

いや、そんなことはないですよ。

司会者

ちょっと、今日、ここで議論するのは……。また、弁護士会にお持ち帰りいただいて、どんなふうに工夫していけばいいのか、お考えいただければと思います。

わかりやすい冒頭陳述について、先ほど配る時期とか枚数とか、あるいは整理とかパワーポイントとか、そのような観点で御意見いただきましたけども、こんな工夫してほしいなというところで何かつけ加えてお話ししたいことありますでしょうか。

先ほど出たのでは、あまり詳し過ぎるのもちょっとわからないんじゃないかというお話や、やはりコンパクトさというのは必要なんじゃないかなという御発言もありました。配付の時期について、こっちの方がいいということについて御発言のある方はないでしょうか。どうせ配るのだったら、先欲しいなというようなことを感じられたとか、そんなことはないですか。

どうぞ、5 番の方。

5 番

個人的な意見なんですけど、私は本当に冒頭陳述自体は作法だと思ってしまったので、それは解釈して掘り下げて理解するというのは、初体験の人間に対してはかなり難しいことだと思います。事前にこういったまとめられた

資料をいただくことで、こういった内容のことをこの方はおっしゃってるんだなということが理解はできるので、それに関しては事前にいただいたほうがプラスなのではないかなと思います。

裁判なんかで使われている文言自体が、私たちが日常生活で使う文言ではないので、全然入ってこないという、それがまた前提にあったので、事前のほうがよかったと思います。

司会者

そうすると、全体としてこういうことを言いたいんだという全体像がわかっていたほうがいいので、先欲しいなと、こういう感想を持たれたと、こういうことでよろしいでしょうか。

いろんなお考えがあるかと思いますが、一つの参考としてお聞きいただければと思います。

ちょっと時間の関係も残りが少なくなってまいりましたので、ここでマスコミ関係者の方から御質問があればお受けする時間といたしたいと思います。

どなたか御質問ありますでしょうか。どうぞ。

A社甲記者

まず1点目お伺いしたいのは、今の審理や守秘義務についてのお話があったと思うんですけれども、それ以外の点も含めて、裁判員制度全般について、今後少し改善してほしいというようなところがあるかどうか。あれば、どんなことがあるのかをお尋ねしたいです。

司会者

ありがとうございます。

裁判員制度そのものについての改善点、この点についてはぜひお話ししたいとおっしゃっていた方がおられますので、まず6番の方からお願いします。

6番

裁判員に選ばれるときのやり方ですね、そこが一番問題だと思っています。

裁判員になった後にいろいろ冒頭陳述を聞いたりとか証拠調べしたり，これは全く問題ないと思います。

最初に封筒がやってきて，出頭しなかったら承知しないみたいな，まるで犯人扱いの封筒が来た後のプロセスが，勤め人にとってはとっても問題があります。その日にまず出なきゃいけないんですけど，もしそこでくじ引きで当たったら，その後，連続で7日間は仕事できないわけですよ。そこで，じゃあ一日行くだけのために一日だけ休みを取ったのに，そこでくじ引きで当たったら，翌日から続けて休めるかって，休めないわけですね。

だから，当然7日なら7日休む前提で，あらかじめ準備しなきゃいけないくて，仕事を誰かに振ったりしなきゃいけないくて。その日に来て，私はいいですよ，くじ引きに受かったから。でも落ちた人が山のようにいて，あの人たちはきっと気の毒ですよ。会社に行って，何だ，おまえ外れたのかよとなります。ここをもう少し改善して，最初の封筒が来て裁判所に来たら，その後にもっと余裕を持っていただいて，当たってもちゃんと準備して休めるようにしてから出て来られることにしないと，断る人だらけになるんじゃないかなど。

司会者

そうすると，裁判員を選任する手続と実際の裁判との間に，もっと間隔をあけてほしいということですか。

6 番

選任の，だから最初に来て，くじ引きをして決めた後に，すぐに裁判に入らないでほしいんです。特に多分私のは短かったと思うんですよ。足りなくて追加募集して，夏休み挟まっていて，夏休みの前に出頭しなさいの封筒が来て，夏休み明けに裁判所に来る。だから，仕事調節する暇がない。

司会者

そうすると，間隔というのは，こことこの間隔がこれくらいあったらい

いなというのは、何か具体的な提言はありますか。

6 番

最後に、あなたは裁判員ですと決まった日から、実際裁判に入る日までの間に1週間は最低。

司会者

1週間ぐらいあったほうがいいのではないかと、こういうことですね。

6 番

それくらいがいいんじゃないかと。せっかくそのために予備の人も2人入れるということで。その間、仕事の都合がつかなくなったらしょうがないけど、そのあたりご都合をつけてくださいということにしてもらったほうがいい。最初に来た日からもう連続7日間休みを入れて来るほど、覚悟がつかないと思いますよ、最初。

司会者

ありがとうございます。

6 番

そこを改善しないと。あとは全く問題ない。

司会者

私どももいろいろと考えてまいりたいと思いますけれども、ほか、改善点、こんなところはよくしたほうがいいのではないかとということについて思われていることなどありましたら、ほかの方からもお話を聞かせていただきたいと思います。いかがでしょうか。弁護士会がもっと統一的に研修をしたほうがいいのではないかとというのがありましたけれども、ほか何かありますでしょうか。

2 番の方。

2 番

裁判員に選ばれて裁判するわけなんですけれども、これって今まで裁判員

が入っていなかった裁判と、裁判員の入った裁判というので、多分日程の流れというか、法廷の流れというのはあまり変わってないと思うんですよ。一個一個の例えば審理とか評議とかの間というのは、裁判官がうまくリードしてくれるので、僕がそれについていって、いろいろ評議したりすればいいんですけれども、とにかく1日目からジェットコースターに乗ったみたいな感じで、あっという間に最後まで終わってしまうというのがすごく印象に残っていて。僕らは法についてのスペシャリストでも何でもないのに、やっぱり一般の人でも裁判をもっと理解してから入れるような、何かそういう準備というのが、もう少し期間として必要なのかなというのをすごく感じました。

裁判員に選ばれて裁判をするからには、やっぱり自分が出たからには、自分が納得できるような裁判にしたいと思って、多分皆さん臨んでいると思うので、やっぱり全て全力でその裁判に注ぎ込めるような準備というのをもう少ししていただけたらなというのをすごく感じました。その流れというか、冒頭陳述から始まって、最後はその判決を下すまでの日程と時間の配分なんていうのをもう少し考えられたらいいんじゃないかなというのをすごく感じました。

それから、僕の裁判は、被害者参加の裁判だったんですけれども、ここの建物にいる間、例えば御飯を食べに行くときとかというのも、普通にそういう方と鉢合わせるといって、見かけたりとかするんですよ。もちろん、傍聴席に座っているような、多分、例えば被告人の親族であったりとか、そういう人たち、本当にごく当たり前のようにすれ違ったりとか、そういうことというのは、ちょっとすごく違和感を感じます。特に危険な目に遭ったりとかというのはなかったんですけれども、そうなる前に何かもう少し手ほどきしておかなきゃいけないことがあるのかなということですね。

あと、僕らが帰るときって、普通に同じようなところから帰っていくし、すぐそこから、霞ヶ関から電車に乗って帰ったりとかするわけじゃないです

か。特に、今は大事に至ってないですけど、もしかしたら傍聴席に関係者とか、例えば暴力団関係の傷害事件とかそういった場合に、例えばそういう人がいたときに、何か恨まれたりとかというのは、今ここ3年間の中にないんですけど、今後ないとも言い切れないので、そういうところをもうちょっと別のところから専用出口を設けるとか、何かそういったことというのをもう少し配慮していただいたほうが、よりもっと裁判に出やすくなるんじゃないかなというのはすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。

2点目のところは、被害者の方や傍聴人との関係で、もう少し裁判員への配慮というのが、工夫できるのではないだろうか、こういうお話ですね。

1点目のジェットコースターに乗っているうちに、あっという間に行っちゃったというところで、もう少し審理のやり方なり説明なりというあたりを工夫してほしいということですけども、大体どんなふうにしたらいいという具体的なイメージはありますか。

2番

そうですね、裁判員選任のときに、午前中だけ来て選ばれて、午後はある程度ちょっと話をしてすぐまた帰るみたいな感じだったんですけど、その後5時まで拘束されてもいいので、もう少し事前にその事件の概要とか、どういう形で裁判というのは流れていくのかということが、もうちょっとあったほうがいいのか。翌日、10時に来て、すぐに法廷が始まるみたいな感じになるので、来てすぐにあれよあれよと終わってしまうというイメージがあるので、もう少しそここのところの流れというのを考えていただいたらいいなというのをすごく感じます。

司会者

なるほど。

2 番

とにかく、僕は3日間だけだったんですけど、3日間の割には量刑がすごく重かったので、量刑が長いから日数を長くしろということじゃないですけども、もう少しその辺のところをちょっと。人の人生をある意味決める場でもあるので、もう少しちょっと納得できるような日程の調整というのをさせていただけたらなと思います。

司会者

なるほど。そうすると、1点目としては、審理が始まる前の説明として、手続の流れとか事案の概要とかをもう少しきちんと頭に入れた上で審理に臨みたいと、こういうことですね。

2 番

乗ってしまったら、だからすごく準備していただいているので、何の迷いもなく、それについていきながら、自分の意見を出していけばいいんですけど、ただ、乗ってるものがないのかどうかというのもわかりませんし、そのところはもう少し、考えていただけたらと思います。

司会者

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ではもう一点、A社さんのほうから。

A社甲記者

もう一つ質問なんですけれども、皆さん裁判員を経験されてから一定の時間たったと思うんですが、生活に影響とか変化、何かあったかどうかをお伺いできればと思います。

司会者

裁判員を経験したことによって、生活に何か変化があったかとか、そういったところ、いかがでしょうか。

それでは、7番の方どうぞ。



7 番

よく大きな裁判とかで，マスコミで報道されているじゃないですか。それを聞いて，マスコミではこういうふうに報道されているけど，事実を切り取って言っているだけだから，真実はきっともしかしたら違うんじゃないのかなとか思いながら聞くようになりました。

裁判の中でしか聞けないことというのは，かなりあるというのがわかりましたので，この報道は違うんじゃないのと思ってから聞けるようになったので，逆にそれはすごくよくて，すぐ，こいつが悪いとかあいつが悪いというものにならないようになりました。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。

4 番の方。

4 番

担当した裁判の内容が内容なんですけれども，外国人がちょっと絡んでいるという内容なんですけど，それでも審理とか，あと冒頭陳述，最初からそうなんですけど，掘り下げてみると何かそんな，7 番の方おっしゃられたように，マスコミでよく出ているような外国人グループが何か全面的に悪い，そういう問題じゃなくて，その背後にいる組織とかいろいろあるわけですよ。そういう問題って，やっぱり最初の感想のときに言ったんですけど，日本が社会として抱えている問題というのをいろいろ意識させられたというのは，まさにそこでして，そういう点にすごく興味を持って，自分で本を買って調べるとか，そういうふうなこともちょっと増えましたし，関心を持たせていただいたという点で，ここに参加したというのは，すごくポジティブな経験になって，決して何かメンタルケアが必要なネガティブな経験には，私にはなっていない。運よくなっていないので，すごくいい方向にちょっと生活というか，物の見方というんですか，そういうのが変わったなって，そう

いう印象があります。

司会者

ほかの方で、この点もということ、あるいは、ここは本当、同じ意見だなというふうに思われた方とか、いかがですか。

よろしいでしょうか。

マスコミの方から、ほかに御質問ありますでしょうか。

お願いします。

B社乙記者

1点だけ、先ほどA社さんのほうからは、制度、裁判員経験後に意識として変わった点をお尋ねしたと思うんですけど、振り返ってみて、裁判員になる前にこういった情報を知っておけばよかったのかなとか、情報だけでなく、こういった教育があったらよかったんじゃないかとか、そういった点について思われることがありましたら、どなたでも結構なんでお話しただけたらと思います。

司会者

いかがでしょうか。実際にやってみて、もっと事前の段階でこんなことがあったらよかったなと思われるようなことありましたでしょうか。

5番の方。

5番

私が経験した裁判は、本当に弁護士の方は人を見て、検察官の方は罪を見て、裁判官の方はちゃんと真ん中に立って、すごくいい経験をさせてもらったんですけど、ただ、私が感じたことは、裁判員の方への説明とかそういうのですごく負担がかかっているんじゃないかなというのはすごく感じたんですね。

何か、今までも司法の制度とかでちゃんと成り立っていたはずなのに、何で裁判員制度を導入したのかという目的、何を目指してこれをしているのか

というのがもうちょっと何か方法を使って世界，日本中に知れ渡ればと思います。何でこんなのをしているんだろうと思ってしまったんです。

司会者

そうすると，裁判員制度を行っている趣旨や目的，そういったものをもっと幅広く広報すべきじゃないだろうかということをおられたのですね。

5 番

はい。

司会者

6 番の人。

6 番

思い出しました。食事のときとかにも裁判官の方が一緒に行っていたいでざっくばらんな話をしてくれるわけですよ。裁判の話とは別にですね。裁判官にはどうしてなったんですかとか，何で検事にならなかったんですかとか，いろいろ聞いたんですけど，本当に何でも話してくれて，裁判官の方の苦労を知ったんです，初めて。その辺を報道してあげてください。事前には全く知りませんでした。そんなしょっちゅうあちこち飛ばされたりとか。やっぱりはたから見ても裁判官ってよくない印象がちょっとあったんで，最初に言ったとおり，事務的に手続していて，人情なんかないんじゃないかと思ってたんですけど，そんなことは全然なくて，本当に人が大きくて幅広く，人望があって，そういうことを全く報道では知れなかった。

それから，裁判員制度ですけど，どちらかというマスコミではネガティブなのがすごく多かったですね。殺人事件を担当させられて，夜も寝られないみたいな，そんなのばかり届けられていたんですけど，そんなことはないに違いないと思ってやりたかったんですけどね。担当したのは殺人じゃなかったんで，偉そうなこと言えないんですけど，本当にいい面ももう少し報道してあげてほしいですね。ぜひお願いします。

司会者

ありがたい御意見ですけれども。

6 番

誘導されているわけじゃないですからね。

司会者

ほかの方で別の見方もありますというのもあるかもしれません。

どうぞ，2 番の方。

2 番

準備しておくというか，僕は個人的に裁判員に選ばれた時点で，何度かほかの裁判を傍聴しに来たんですけど，一度ぐらいは選ばれた人は事前に裁判，1 回ぐらい傍聴してから，自分の選ばれた裁判員に参加するというのは，入れたほうがいいのかないかなというのはすごくあります。一度でもやっぱり傍聴しているだけで，全然違うので，見方とかいろんなものを見る余裕というのは多分できると思うので，そういうのがあっても全然違うと思うので。一つの裁判を見るのにそんなに時間かからないと思いますから，それを一度。

一応，法廷だけは見学を多分皆さんしていると思うんですけど，法廷の見学だけじゃなくて，実際行われている裁判を傍聴するというのは，すごく必要だなと思います。

司会者

これは，どの段階でするのがいいでしょうか。もう少し大きな意味でいえば，例えば子供のときからの教育とか，あるいは成人になるとき，こんなことをしたほうがいいのかとか，もう少し狭くいうと，裁判員の候補者となったときにこうすればいいのではないかとか，いろんな段階がきっとありそうな感じなんですけれど。

2 番

そうですね，裁判員候補者になった時点で，自分の好きな日を選択して，

それでその裁判を傍聴するのがいいんじゃないかと思います。全員が裁判員に選ばれるわけじゃなく、多分、生涯に選ばれる人のほうが少ないはずなので、そういう形で傍聴する機会というのがあればいいのかなと思います。

司会者

そうすると、候補者になった人に対して、もう少し機会があったほうがいいのではないかと、こういうことですね。

2 番

そうです。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。振り返ってみて、こういう情報があったらよかったのではないかと。あるいは、こういった教育をしてもらったらよかったのではないかとということについて、さらにコメントのある方ございますでしょうか。よろしいでしょうか、ほかの方。

どうぞ、8 番の方。

8 番

自分が経験してみて、ちょっと遅いなって、遅くないのかもしれないと思うんですけど、例えば、高校とか大学とか、できればもしかしたら高校がいいのかもしれないんですけど、例えば高校でどういった進路を自分が選ぼうというときに、警察とか検察とか、裁判官、裁判所とかのほうを見学をする、勉強する、学ぶことがあると、いろんな意味で選択肢が広がるかなと。

プラス、大学に入ったら、実際あるのかもしれないんですけど、定期的に行きなさいというのがあればいいのかなという気がするんですけど、そうするといろんな立場がわかるのかなという感じがするので。私の場合は、先ほどから裁判員裁判というものについて、こういったものをいつすればいいか、もっと低年齢層にして、もう少し司法というものがみんなに浸透すればいいんじゃないかというふうに思います。

## 司会者

弁護士会などでもいろいろと法廷傍聴会やったりとか，法教育に取り組みれたりとかいろいろされていますけれども，そのあり方もまた御検討いただければというふうに思います。

それでは，あと1問ぐらい，もしマスコミの方から御質問があれば受けたいと思いますが，いかがでしょうか。特によろしいですか。よろしいですか。

それでは，裁判所のほうから特に発言はなかったのですけれども，何かお聞きしたいことがありますでしょうか。

田村部長のほうからあれば，お聞きください。

## 田村裁判官

今日は，貴重なお話をお伺いさせていただきまして，どうもありがとうございます。私も裁判長として，裁判員裁判を担当させていただいておりますけれども，また評議の機会にお話をさせていただくのとは別に，またこういった機会に，振り返ってみて忌憚のない御意見を伺わせていただいたということが，今後，裁判員裁判を進めていく上での非常に有益な情報になると思っております。

どうもありがとうございました。

特に，私のほうからは質問はございません。どうもありがとうございました。

## 司会者

時間の使い方の不手際がありまして，若干議論が，本当はもう少しこの点を言いたかったというところが皆さんの中にあるかもしれません。大変申しわけないことだったかもしれません。

今，田村部長から話がありましたように，私どもは皆さんの忌憚のない御意見をお聞きして，それぞれの立場立場はありますけれども，検察庁，あるいは弁護士会，また裁判所のほうでも，いただいた御意見を参考に，さらに

よりよいものにしていきたいと思っております。

本当に、今日は長時間にわたり御参加いただきまして、ありがとうございました。

これで本日の意見交換会は終わりとさせていただきます。

本当に、どうもありがとうございました。

以 上